

○内閣府令第七十一号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月六日

内閣総理大臣 高市 早苗

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	附則 「1」3略 「項を削る。」			
改正前	附則 「1」3 同上 （新型コロナウイルス感染症の患者等に対する貸付けに関する特例） 4 個人顧客が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）の患者その他新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により第十条の二十三第一項第四号ロ若しくは第十条の二十八第一項第三号ロの規定による事業計画、収支計画及び資金計画、第十条の二十三第二項第二号の二ロ(2)に定める書面又は同項第三号イ若しくは同項第四号ロに掲げる書面その他の資料を提出することが困難となつた者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同法附則第一条の二第一項の政令で定める日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
	<table><tr><td>第十条の二</td><td>三月</td><td>六月</td></tr></table>	第十条の二	三月	六月
第十条の二	三月	六月		

第十條の二 第十三第二項 第四号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画	第十條の二 第十三第二項 第二号の二 ロ(2)	書面	第十條の二 第十三第一項 第四号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画（この号に掲げ る契約に係る貸付けの金 額が百万円を超えないも のであるときは、当該個 人顧客の営む事業の状況 、収支の状況及び資金繰 りの状況。以下同じ。）	第十三第一項 第二号の二 ハ
営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況	書面又は当該特定緊急貸 付契約の相手方である個 人顧客から申告を受けた 当該費用の見積額を記載 した書面	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況		営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況		

「項を削る。」

「項を削る。」

第十条の二 十六第一項	一月	六月
第十条の二 十八第一項 第一号ハ	三月	六月
第十条の二 十八第一項 第三号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況

5

貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和二年内閣府令第十二号）の施行の日から新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

6

（令和二年七月豪雨に伴う貸付けに関する特例）
個人顧客が令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法

律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、令和三年一月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二 第十三第一項 第二号の二 ハ	第十条の二 三月	第十条の二 第十三第一項 第二号の二 ハ	第十条の二 六月
第十条の二 第十三第二項 第二号の二	書面 事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況

「項を削る。」

ロ (2)	当該費用の見積額を記載 した書面	第十条の二 十三第二項 第四号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況	第十条の二 十六第一項	一月	六月	第十条の二 十八第一項 第一号ハ	三月	六月	第十条の二 十八第一項 第三号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況
----------	---------------------	------------------------	---------------------	----------------------------	----------------	----	----	------------------------	----	----	------------------------	---------------------	----------------------------

7|| 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和二年内閣府令第五十一号）の施行の日から令和三年一月三十一日まで
の間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項
第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個
人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができな

「項を削る。」

いときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

（令和六年能登半島地震に伴う貸付けに関する特例）

8|| 個人顧客が令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、令和六年七月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十條の二 十三第一項 第二號の二 ハ	三月	六月
第十條の二 十三第一項 第四號ロ	事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況

第十條の二 十三第二項 第二号の二 ロ(2)	第十條の二 書面	、収支の状況及び資金繰 りの状況。以下同じ。）
第十條の二 十三第二項 第四号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況
第十條の二 十六第一項	一月	六月
第十條の二 十八第一項 第一号ハ	三月	六月
第十條の二 十八第一項 第三号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況

「項を削る。」

（令和八年熊本地震に伴う貸付けに関する特例）

4

個人顧客が令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、令和九年一月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二	三月	
十三第一項		
第二号の二		
ハ		六月

9

貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第二号）の施行の日から令和六年七月三十一日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号に掲げる書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

「項を加える。」

第十条の二 第十三第一項 第四号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）	第十条の二 第十三第二項 第二号の二 ロ(2)	事業計画、収支計画及び資金計画、 収支計画及び 資金計画	第十条の二 第十三第二項 第四号ロ
三月	一月	書面	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況	三月
六月	六月	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた当該費用の見積額を記載した書面	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況	六月

十八第一項 第一号ハ		
第十条の二 十八第一項 第三号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況
5 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和八年内閣府令第七十一号）の施行の日から令和九年一月三十一日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。		
備考 表中の「」の記載は注記である。		
「項を加える。」		

附 則

（施行期日）

- 1 この府令は、公布の日から施行する。ただし、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規則」という。）附則第四項の規定（同項の表第十条の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、令和八年五月二十九日から適用する。

（調整規定）

- 2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規則附則第四項に規定する特例対象者である場合において、令和九年一月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。